和 五. 内 兀 月 閣 七 会 日

特 定 受 託 事 業 者 に 係 る 取 引  $\mathcal{O}$ 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 案 に 対 す る 附 帯 決 議

政 府 は 本 法  $\mathcal{O}$ 施 行 に 当 た り、 次 0 諸 点 に 0 11 て 適 切 な 措 置 を 講 ず る ベ きで あ る

事 業 本 法 等  $\mathcal{O}$ 趣  $\mathcal{O}$ 旨 者 本 を 法 に む違 関 反 す 係 る に 事 案 対 等に 十 つ 7) て、 に 知 業 務 委 広 報 託 事 ること。 業 者 特 定 受 託 事 業 者 業 務 委 託 を 仲 介 す

者

当

事

含

者

L

分

周

•

す

ょ う 本 法 公 に 正 違 取 反 引 す 委 る 員 事 会、 案等 中 を 小 的 企 確 業 に 庁 把 及 握 び L 厚 そ 生 労 れ 働 12 省 対 す  $\mathcal{O}$ 体 る 制 指 を 導 + 分に 勧 告 整 等 備  $\mathcal{O}$ 措 す る 置 ととも が 迅 速 か つ 各 適 行 切 政 に 機 執 関 行 さ 0 れ 層 る

 $\mathcal{O}$ 連 携 強 化 を 义 ること。

三 特 定 受 託 事 業 者 で あ る 知か 否 か を 問 わ ず、 業 務 委 託  $\mathcal{O}$ 相 手 方 で あ る 者 カン 5  $\mathcal{O}$ 相 談 を 受 け る 体 制 を 整 備 し、

そ 0) 相 談 窓  $\Box$ を + 分 に 周 • 広 報 す ること。

兀 るこ 契 約本 内 法 容  $\mathcal{O}$ ま が 実 大 た 効 へきく 性 業 を 異 界 確 な 保 寸 る する 体 ことに 等 た に  $\Diamond$ お 鑑 1 み本法 て 法 検 それぞれの に 討 基づく 作 成  $\mathcal{O}$ z 政 業 省 れ 界及 令 る標 び指 潍 当事 針 的 |事者など幅広な| な契 者 約 書 に 0 < 際 1 関 L て ては、 係 相 者 談  $\mathcal{O}$ 業 意 支 援 界・ 見 を に  $\dot{+}$ 業 応じること。 分に 種 に ょ 踏 0 ま え 7

五. 機 能 業 務 を 持 委 託 0 た を サ L た 場 ピ 合 ス 等 に  $\mathcal{O}$ 給 電 付 磁 内 的 容 手 法 報 を 酬 用額 そ 11 た  $\mathcal{O}$ 筃 他 条  $\mathcal{O}$ 書 事 き 項 を 形 式 明 t 示 す 認 る め 方 る 等 法 に 受 0 V 発 て、 注 者 メ 0 ] 双 方 ル P に ダ 過 ウ 剰 な 負 口 担 ド

1

る 変 な 更 5 解 な 除 \ \ 方 条 件 法 等 を t 検 含 討  $\otimes$ す ることを ること。 ま 検 た、 討 するととも 明 示 L な け に れ ば 具 なら 体 的 な な ガ 事 1 項 F に ラ 0 イ い ン て、 を 作 納 成 L 納 + 品 分 場 に 所 周 知 支 払 広 方 報 法 す

六 出 さ 業 務 れ た 委 意 託 見 に ŧ 係 参 る 考 契 に 約 L 締 な 結 が 時 5 に 検 お 討 け す る るこ 契 約 内 容  $\mathcal{O}$ 明 確 化  $\mathcal{O}$ 必 要 性 に 0 1 て、 本 委 員 会 に お 11 て 参 考 人 カン

七 ること 生 に 業 係 務 る 委 経 託 費 に そ お  $\mathcal{O}$ け 他 る 業 報 務 酬  $\mathcal{O}$ 額 遂  $\mathcal{O}$ 行 決 に 定 必 に 要 際 な し、 経 費 原 材 が 適 料 正 に 資 確 材 等 保 さ  $\mathcal{O}$ れ 調 る 達 ょ 経 う、 う、 費、 本 特 法 定 に 受 基 託 づ 業 き 務 必 従 要 事 者 な 対  $\mathcal{O}$ 応 安 全 を 検 及 討 び 衛 す

八 に 業 な 務 5 委 な 託 に 11 お 期 日 け る  $\mathcal{O}$ 設 特 定 定 等 受 託 業 必 要務 な 従 事 安 全 者 及  $\mathcal{O}$ U 安 衛 全 生 及 上  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 衛  $\mathcal{O}$ 生 対 に 応 を 配 検 慮 する 討 す るこ た め 心 身  $\mathcal{O}$ 健 康 を 害 す る 就 業 時 間 数

九 特 定 業 務 委 託 事 業 者  $\mathcal{O}$ 禁 止 事 項 に 0 11 て、 本 法  $\mathcal{O}$ 施 行 状 況 等 を 検 証 L <u>つ</u> つ、 拡 充 ŧ 視 野 に 検 討 す ること。

十 とし 者 該 が 特 申 申 て 定 出 出 そ 業 に 務 を  $\mathcal{O}$ 係 者 委 L P る に 託 状 す と 事 況 0 業 11 者 環 に て 応 境 望 が ľ  $\mathcal{O}$ ま 特 整 7 定 L 必 < 受 備 要 な託 に 取な 1 事 配 行 業 り 組慮 為 者 を が か む こと。 5 L 行 な わ 育 け れ 児 るこ 介 れ 護 ば لح 等 な 5  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な な状 1 況 1 ょ 旨 に う、 を 係 る 周 申 知 指 針 出 徹 等 を 底 す に受 る おけ 等 いた に て 際 ょ 明 に ŋ 確 化 当 特 す 該 る 申 定 と と 受 出 託 を Ł 事 理 に 由

を 指 針 ハ 等 ラ に ス お メ 1 ン て  $\vdash$ 明 再 確 発 化 防 す 止 るととも 対 策 及 び 事 後 事  $\mathcal{O}$ 案に 迅 速 係 カゝ る 0 事 適 実 屻 関 な 係 対  $\mathcal{O}$ 応を 調 查 特 B 定 業 ラ Ź 務 委 メ 託  $\vdash$ 事 業 防 者 止 0 対 義 策 に 務 と 係 す る る 研 修

+

1  $\mathcal{O}$ ラ 在 ブ ŋ ル 方 を 検  $\bigcirc$ 討 番 す ること。 に お 1 て 適 ま 切 た な 相特 談定 対 受 応 託 を事 図業 る 者 を 対 象 と 和 解 あ 0 せ W 機 能 を 有 す る フ IJ ラ ン ス

ま え長 つ期 つに わ 中た 途 り 解 継 除続 時 的 等 な の業 事務 前 委 予 託 告 を  $\mathcal{O}$ 受 在 託 り す 方 る に 特 つ定 受 11 て 託 検 事 討 業 者 す るこ  $\mathcal{O}$ 保 護  $\mathcal{O}$ <del>\_</del> 環 と し て、 本 法  $\mathcal{O}$ 施 行 状 況 等 を

+ 三 を 含 む 本 関 法 係施 者 行 の後 意  $\equiv$ 見年か を 諸 目 外 途 と 玉 し に おた け 見 る 直 事 L 例を 等 行 を う 十に 分際 に L 7 踏 まは え、 特 検 定 討 受 を託 行事 うこ 業 者  $\mathcal{O}$ 取 引 及 び 就 業 実 態 事 者

十 の把四 必 握 要 す 特 性 る 定 と と 受 に 0 託 £ 事 11 に、 て 業 検 者 仲 討 が 介 す 仲 事 ること。 介 業 事  $\mathcal{O}$ 業 質者  $\mathcal{O}$ を 確 通 保 じ  $\mathcal{O}$ 7 観 業 点 務 かを ら受 託 本す 法る  $\mathcal{O}$ 場 適 合 用 t 対 あ 象 る \_ لح と な を 5 踏 な 1 ま 仲 え 介 、 介 事 仲 業 介 者 事 に 業 者 対 す  $\mathcal{O}$ る 実 規 態 制 を

+ 五. 特 定 受 託 事 業 者  $\mathcal{O}$ 疾 病 障 害 死 亡 廃 業 等  $\mathcal{O}$ ラ イ フ IJ ス ク 対 策 に 0 1 て 検 討 す る

十 す六 るとと 労 災 t 保 険  $\mathcal{O}$ 労 特 災 別 保加 険 入 特制 別度 加に 入つ 者 11 が て 利 用 希 で 望 き す る る メ 全 ン て タ  $\mathcal{O}$ ル 特 定 ^ 受 ル ス 託 等 事 業  $\bigcirc$ 者 相 談が 窓加  $\Box$ 入  $\mathcal{O}$ で 体 きる 制 を ょ う 層 対 拡 象 充 範 す 拼 る を 拡 大

七 断 就 基 業 労 準 実 働 熊  $\mathcal{O}$ 関 等 枠 係 法 組 を み踏 令 が ま  $\mathcal{O}$ 適 え 適 切 用 な本対 も委 象 員 外  $\mathcal{O}$ 会 とさ لح なに おれ 0 11 7 る て働 1 参 き る 考 方 カュ 人 否 を か カュ す 5 る に 出 者 0 さ 1  $\mathcal{O}$ てれ就 た £ 業 不 現 者 場 断 保 に  $\mathcal{O}$ 護 確 意  $\mathcal{O}$ 見 在 認 £ ŋ L 方 0 参 考 0 に にっ 検 討 L 1 な 7 が 5 必 本 要 法 な 労  $\mathcal{O}$ 働 措 施 者 置 行 を性 状 講 の況

十

るこ

十八 事も に、 案 労働 0 状 い 況 わ 基 を ゆ 準 聴 る 法 取、確認を  $\mathcal{O}$ 労働 リーラン 者 認 に した上で、 当たる者に スや準に 適切 従 対 に 属 .対応できるよう十八労働者の保護のた 労働 の関 保係法 令 ため、切 - 分な体が 切 に 働 適 制 基用 整 **塞準監督署等が迅力** 力されるような方質 備 準 を 督 図ること。 策 速 を カゝ 9 検 適 討 切 す に るとと 個 別

+ 九 業 者 特 に 定業 対 L 務 課 委 託事 税 事 業 業 者とな 者 が る 報 ょ 酬 う 一 減 額 等 方 的  $\mathcal{O}$ 不 に 利 通 告 益 取 L な 扱 1 11 を示唆 よう、 L 特定業務委託事業者に周知徹底すること。 て、 消 費 税 免税事業 業者である特定受託

右決議する。